

2020年4月3日
2020年4月8日追記
2020年4月9日追記
2020年4月10日追記
2020年4月18日追記
2020年5月1日追記
2020年5月7日修正

学生各位

新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応方針

学 長

新型コロナウイルス感染症について、政府の対策本部は緊急事態宣言の期間を5月31日まで延長したところですが、青森県を含む34県については外出自粛要請等を部分的に緩和する見直しが行われたところですが、

学生諸君には、「3つの密」を避けることを徹底し、ソーシャルディスタンスに積極的に取り組み、引き続き感染拡大防止に努めてください。

1、マスク等の着用について

通学時および学内では必ずマスク等(タオルでも常時装着なら可、手作りマスク可)を着用すること。

2、授業における対応について

- ・授業は5月7日(木)から開始していますが、開始の遅れにより祝日の授業実施や期末試験の日程変更等があるので、学内専用サイトで変更後の学事暦を必ず確認してください。
- ・大教室で密接になりそうな授業をより大きな教室(講堂など)に変更することやグループ分けにより受講生の分散を行うなど、『密』を避ける工夫により、学内での対面授業を基本として実施します。
- ・同時に、『密』を回避する更なる対策として、一部の授業を遠隔授業へ移行する準備を行います。
(その他関連スケジュール)
 - ・教科書販売:5月7日(木)~5月15日(金)
 - ・履修登録確認表の配布:5月7日(木)~5月13日(水)

3、教室における留意事項について

- ・教員からの指示がない限り発声しないこと。
- ・グループ討論を伴う授業では必ずマスク等を着用すること。
- ・学内のパソコンを利用する場合には、必ず事前に備え付けの消毒液で手の消毒を行うこと。
- ・窓を開けての換気により、室温が下がることがあるので、脱ぎ着しやすい服装で調整すること。

4、大学生活における対応について

- ・休み時間や昼食時、図書館を利用する際は、接近して対面で座らないこと。
- ・近距離で会話しないこと。
- ・手洗い、アルコール消毒を徹底すること。

- ・サークル活動は「3つの密」を避けるなど適切な感染症対策を講じて行うこと。ただし、県をまたいだ遠征や合宿等は極力控えるとともに移動先の県の規制状況を把握し、それに従うこと。
- ・通学する際にはできるだけ混雑するバスを避け、受講する授業に合わせて時差通学すること（但し、遅刻しないこと）。

5、学外における対応について

- ・「3つの密」が重なる場所への外出を控えるとともに、外出時はマスクを着用すること。
- ・県をまたいだ移動は極力控えること。特に特定警戒都道府県への移動は自粛すること。なお、やむを得ず特定警戒都道府県へ往来した場合は、2週間外出を自粛すること。

※特定警戒都道府県

（東京、大阪、北海道、茨城、埼玉、千葉、神奈川、石川、岐阜、愛知、京都、兵庫、福岡
の計13都道府県）

- ・規則正しい生活を送り、体調管理に努めるとともに感染症対策をすること。
- ・毎日、体温を測定し、記録しておくこと。

※発熱・倦怠感・頭痛・咳等の感染の疑わしい場合は、自宅で休養するとともに毎日体温を測り記録する。

また、不安がある場合には、各地保健所「帰国者・接触者相談センター」に相談する。

【青森市保健所 TEL017-765-5280】